

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第33回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年6月3日（金）午前10時から午前10時55分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（委員）井部俊子，上原敏夫，岡田雄一，鈴木和宏，山岸良太

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）委員長の選出等

（3）報告

前回の議事要旨の確定について

（4）協議

ア 平成23年10月期の弁護士任官候補者に関する情報について

イ 平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

ウ 弁護士会への結果の通知について

（5）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

協議に先立ち，退任した吉戒委員の後任として，岡田委員が紹介された。

(2) 分科会長の選出等

委員の互選により，岡田委員が分科会長に選出された。また，同委員を東京地域委員会の委員長に推すことで分科会としての意見が一致し，後刻開催される第2分科会に諮ることとされた。

なお，基本的には岡田委員が委員長となることに賛成だが，所長は，裁判官の勤務状況を把握しているので，所長が委員長を兼ねる際には，地域委員会の進行について，委員長としての立場と所長としての立場の仕分けに御留意いただきたいとの意見があった。

(3) 報告

庶務から，前回の議事要旨について，委員からの修正意見等がなかったもので，これを確定させ，ホームページに掲載済みであることが報告された。

(4) 協議

ア 平成23年10月期の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から，平成23年10月に弁護士から裁判官へ任官希望する者（以下「弁護士任官候補者」という。）に関する情報収集依頼の経過及び収集された情報の概要について説明があった。

協議の結果，すべての情報を下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下，「指名諮問委員会」という。）に送付することとされた。

なお，ある委員からは，情報提供が1件しかなかった弁護士任官候補者について，弁護士任官希望者の実情をよく知る者の氏名等の提供依頼において，直近3年より前の弁護活動を共にしたことのある弁護士にも依頼すべきではないかとの意見が出された。

イ 平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を経由した情報について

庶務から、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付され、このうち東京弁護士会から送付された情報は、各情報提供者が封緘した状態で取り次がれたものとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

評価項目ごとに数値による段階評価をした情報について

庶務から、第二東京弁護士会所属弁護士から送付された情報の中に、段階評価による情報のみが記載されたものと、段階評価による情報及び記述形式による情報の両方が記載されたものがあることが説明された。

協議の結果、これまでと同様、段階評価による情報の部分は指名諮問委員会に報告せず、記述形式による情報の部分のみを指名諮問委員会に報告することとされた。

無記名の情報について

庶務から、第二東京弁護士会から送付された情報の中に、情報提供者の氏名の記載がないものがあったことが説明された。

協議の結果、これらの無記名による情報は、情報提供者において顕名で提出することに不都合であるとの意思が明確であり、その正確性の検証が困難となることから、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

ウ 弁護士会への結果通知について

これまでと同様，段階評価による情報が提出されたことから，これらの情報を送付してきた第二東京弁護士会に対し，段階評価による情報を指名諮問委員会に報告しない旨，また，当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう別紙の書式により通知することとされた。

(5) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については，速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

今回は，平成24年4月期の弁護士任官候補者の任命及び平成24年上半期の再任（判事任命）候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり，平成23年9月12日（月）午前10時から，第2中会議室で開催することとされた。

以 上

(別紙)

平成23年6月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長

裁判官指名候補者に係る情報について(通知)

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるものでした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、これまでと同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第33回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成23年6月3日（金）午後3時から午後3時35分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）河村博，樋口美雄，松本新太郎，山名学

（庶務）及川東京高裁総務課長，押田東京高裁総務課課長補佐

河上東京高裁総務課専門官

（説明者）岡東京高裁事務局長

4 議題

（1）委員長の選出等

（2）報告

（3）協議

平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）地域委員長の選出等

午前中に開催された第1分科会において，岡田委員が分科会長に選出されるとともに，同委員を東京地域委員会委員長に推すことで分科会としての意見が一致したとの報告があった。

ある委員からは，裁判所委員以外の方で適任者がいれば，その方が委員長に

なるのが妥当であるとの意見が出されたが、最終的には、当分科会でも、岡田委員を委員長に選出することで結論が一致した。

(2) 報告

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったもので、これを確定させ、ホームページに掲載済みであることが報告された。

(3) 協議

平成23年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(ア) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

弁護士会を経由した情報について

庶務から、横浜弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ記述形式による情報については、これまでと同様、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告し、その判断に委ねることとされた。

(イ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

以上の協議の結果を踏まえ、指名諮問委員会への報告対象となった各情報の記載内容について検討した結果、すべての情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

(4) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成24年4月期の弁護士任官候補者の任命及び平成24年上半期の再任（判事任命）候補者の指名の適否に関する審議を行う予定であり、平成23年9月16日（金）午後3時から、第2中会議室で開催することとされた。

以上